

別記様式第1号(第四関係)

部奈地区活性化計画

長野県松川町

令和7年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 部奈地区活性化計画

都道府県名 長野県

市町村名 松川町

地区名(※1)

部奈

計画期間(※2)

令和7年～9年

目 標 : (※3)

計画地である松川町生田(旧生田村)の中でも山間の段丘である部奈地区において農地を守るために集落営農組織を新設し営農・加工まで地域で一貫して行い経営維持を目指す。そのためミニライセンターを新設することで、販売額の増加・雇用者数の増加を図り、地域が一体となった取り組み、奇跡の段丘を生かした景観と、農産物を合わせた魅力づくりをし、持続可能な地域農業を目指す。また、地域のお米を集約していくことでブランド化を図り、これまで外部に委託していた乾燥調製作業を地域で行うことで、新たな雇用者、さらには定住者を生み作業の受託料等も地域営農に還元しつつ、耕作放棄地の発生も防いでいく。

・第1評価目標: 地域産物の販売額の増加 7,286千円/年

・第2評価目標: 雇用者数の増加 5名/年

・第3評価目標: 農業体験者数の増加 1名/年

目標設定の考え方

地区の概要:

松川町は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、総面積の内、65%に当たる4,767haが山林の中山間農山村地域である。松川町生田(旧生田村)は、松川町の中央を流れる天竜川の東側に位置し、急峻な山々に囲まれて集落が点在する地域であり、農産物は、水稻の他に梅や柿、リンゴの栽培、また中山間地域での多種多品目の取り組みも多く、花き栽培にも取り組んでいる。山の恵みとして、秋にはキノコの採取に山に入る人も多く、生田まつたけのブランド化にも取り組む。地域には庚申塔などの石碑などが点在し、地域内で伝統的なお祭りも古くから行われている。歴史と文化と自然が調和した美しい風景が広がり、穏やかな暮らしがおりなす心安らぐ地域である。

その中で、部奈地区は急峻な山間地域に奇跡的に残る段丘であり、標高650mあたりに、約59haの平地が、また周辺の山に面して、また断崖に面して農地が広がる。さらに小渋川に面し、棚田が見られる。部奈地区を全体的に自然公園と考え、里山の整備や、公園整備が地域の皆さんにより進められており、この地域の景色は絶景とされ、新規就農者等にも人気があり、実際に移住している事例もある。

現状と課題

部奈地区は急峻な山間の標高650mに局所的に広がる平地であり、気温差を活かした食味のよい稲作が盛んであるが、地域には稲作ライスセンターがなく、これまで山道を下り、町の西側にあるJAのライスセンターまで運んでいた。そのライスセンターも令和7年から停止することになり、隣町の遠方のライスセンターまで運ぶとなると、更なる生産性の低下・負担増が見込まれ、耕作放棄地が今以上に増えることも懸念されているところである。

また、当町を含む南信州地域では、2027リニア新幹線開通により長野県駅(仮称)が設置されるため、交通利便性の劇的な向上(東京ー長野間が45分)により、都市部との人口流入出と交流人口の増が想定されるため、全国的にトレンドである地域回帰や2地域居住の需要が加速することが想定され、その需要の地に当町が選ばれるような取組が必要となる。

今後の展開方向等(※4)

山間の段丘である部奈地区において農地を守るために集落営農組織を新設し営農・加工まで地域で一貫して行い経営維持を目指すためミニライセンターを新設することで、これまでも遠方に運んでおり、これからは更に遠くまで運ばなければいけない乾燥調製作業が地区内で完結することから負担が減るとともに、地域のお米を集約していくことでブランド化を図ることができる見込みである。また、これまで外部に委託していた乾燥調製作業を地域で行うことで、作業の受託料等も地域営農に還元しつつ、営農を持続的な取組みにして、耕作放棄地の発生も防いでいける効果があると予測される。地域が一体となった取り組み、地域の農産物を活かした加工品の製造・販売を行うことで、奇跡の段丘を生かした景観と農産物を合わせた魅力づくりをし、今まで以上の販売額の増加・雇用者数の増を目指し、それらを合わせて持続可能な地域農業を目指す。

地域資源を最大限活用した観光まちづくりを行うことで、地元住民が地域に誇りを持つことができ、魅力を外部にSNS等で発信することも可能となり、こうした発信が移住定住にもつながる。

JR飯田線を利用してリニア新幹線長野県駅(仮称)から30分程度にある当町が、まずは様々な人が当町と関係性やつながりをつくってもらえるよう、町の中山間地域にある山村資源を活かした観光まちづくりによる若者の関係人口の創出による人口の急減少緩和及び増加という、人口減少時代に打ち勝つ地方創生の実現を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
松川町	部奈地区	処理加工・集出荷場貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	松川町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
松川町	部奈地区	最適土地利用総合対策事業	松川町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

部奈地区(長野県松川町)	区域面積(※2)	418ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: ・計画区域の418ha中、約408haが農林地であり、農業が重要な産業となっている(固定資産台帳及び農地台帳より)。 ・(参考)2020年の国勢調査で、生田地区は、総就業者数 628人中、農林業が140人となっており、約22%であることから農業が重要な産業となっている。(2020国勢調査より)※部奈地区での農林漁業従事者の統計はなし。		
②法第3条第2号関係: ・計画区域内の就業者数の2010年から2020年の比較では、768名から628名(約22%減)、特に農林業では262名から133名(約50%減)となり、ここ10年で就業者数、特に農林業の減少が顕著である。		
③法第3条第3号関係: ・当該計画区域は、都市計画区域外であり、市街化区域及び用途区域外である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

・当該計画の目標の達成状況については、令和9年の計画終了後、3年間の評価期間(令和10年度～令和12年度)に評価し、学識経験者等第三者の意見を聴いた上、目標達成状況の評価を行う。

第1評価目標確認方法: ①集落営農組織の自主出荷販売額、②ライスセンターでの地域米の受託処理数から販売額を算出、③ライスセンターでの作業受託料

第2評価目標確認方法: 集落営農組織の決算書より(実数)

第3評価目標確認方法: 集落営農組織の決算書より

- ・第1評価目標: 地域産物の販売額の増加 7,286千円／年
- ・第2評価目標: 雇用者数の増加 5名／年
- ・第3評価目標: 農業体験者数の増加 1名／年

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。